

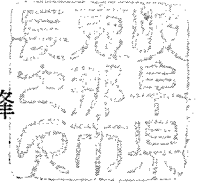
恵那市告示第 202 号

市税に係る税額変更（決定）通知書を次の者に送達すべきところ、その者の住所又は居所が明らかでないため送達することができなかったことから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び恵那市税条例（平成 16 年恵那市条例第 45 号）第 18 条の規定により告示する。

なお、税額変更（決定）通知書は、恵那市役所市民サービス部税務課で保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 10 月 1 日

恵那市長 小坂 喬峰



1 送達書類の名称

令和 8 年度市・県民税・森林環境税（普通徴収）税額変更（決定）通知書

2 送達を受けるべき者の住所及び氏名

住所	氏名
インドネシア	YOGI WANDA SATRIA
ベトナム	NGUYEN MANH CUONG

3 納税通知書送達の効果の発生日

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日